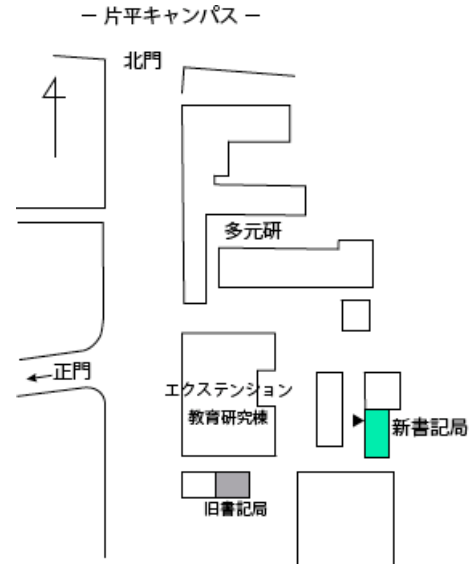


- ☆他の人の自由をさまたげなければ、何を研究しても自由。
- ☆ルールも知らされないまま、逮捕・投獄されたりしない。

## そんなこと言われなくても『当たり前』！

でも、「学問の自由」や「適正手続きの保障」がなかったら？

大学といえば「学問の自由」「大学の自治」。多様な議論をふまえて合意を形成するのが大学らしいリーダーシップですが、安倍首相は、教授会が審議できる事項を減らそうとしています。そもそもなぜ「学問の自由」が憲法に明記されているのでしょうか。また、著名なアスリートを長年にわたって苦しめた冤罪事件が無罪で決着し、彼に名誉チャンピオンベルトが授与されたことは記憶に新しいところです。冤罪は他人事ではありません。今回は、当たり前の自由を支えているものについて、いっしょに考えましょう。



☆とき：2014年6月9日(月)

18:30~20:00

☆ところ：東北大学職員組合書記局  
(片平キャンパス内。右図参照)

☆講師：杉山茂雅弁護士(杉山法律事務所)

なかうみ もりやま  
「中海」さん & 「護山」さん

※架空の会話です。組合としては、今回はこんなことを念頭において勉強したいと思います。

憲法23条 学問の自由は、これを保障する。

中海：こんなこと当たり前なんじゃない？誰が何の研究をしようと構わないじゃないの。

護山：ところが、そうでもないんだよ。これは世界の憲法でもまれに見る条文なんだ。もしこの条文がなかったら、「国立大学は国のためにあるのだから国策遂行のための研究をするのが当たり前だ。国の役に立たない研究をしているからあなたは要りません。」なんていうことが言えるようになってしまうんだよ。また、「〇〇湾の魚はセシウムの含有量が多いので食用に適さない」と論文を書いたら「一般市民の不安をあおる言動をしたので懲戒処分付す」なんてことにすんなりかねないんだ。

中海：ええ！それじゃ大学もインチキ企業の研究所も同じになっちゃうじゃないか！

憲法31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

中海：これこそ当たり前のことだろう。そもそも、これは犯罪者にしか関係ないことじゃないの。しかも、この後の第32条から第39条にはやけに細かいことが書いてあるね。こんなことだから自称「正義派」の人たちから憲法が攻撃されるんじゃないの？

護山：実はそうじゃないんだよ。新聞やテレビは警察に逮捕されたらもう犯罪者扱いするけど、冤罪というものは僕らが思ってるよりはるかに多いんだよ。憲法第31~第39条があつてさえそうなんだ。もしなかったらどうなると思う？それから、この第31条が定める「適正手続きの保障」は刑事手続だけでなく行政手続にも準用されると最高裁判例で決まっているんだ。さらに、労働関係にも間接適用され得るんだよ…。